

# 東山北地区地区計画における建築物等 に関する制限早見表

名 称		東 山 北 地 区 地 区 計 画
面 積		約 3.1ha
基本となる規制	用途地域	第一種住居地域
	容積率 建ぺい率 高さ制限 壁面後退距離	200%以下 60%以下 —— ——
高度地区		第三種高度
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路1号線 幅員 6.0m      延長 約115m 区画道路2号線 幅員 6.0m      延長 約90m 区画道路3号線 幅員 4.7m      延長 約220m [位置          計画図表示のとおり]
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習場 3. 畜舎
	建築物の敷地面積の最低限度	100㎡
	建築物の高さの最高限度	—————
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の色彩は、良好な住環境に調和するものとし、広告物、看板等についても、周辺の住環境を損なわないものとする。
備 考		東山北地区地区計画の決定      平成18年3月17日